

●香川県告示第156号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成27年5月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
三豊市仁尾町仁尾甲185番地1 大平 保利  
観音寺市瀬戸町1丁目8番6号 有限会社目勝水産 代表取締役 白川 洋子
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号仁尾町・観音寺区域  
機船船びき網漁業
- 2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
観音寺市伊吹町1742番地 有限会社富山水産 代表取締役 富山 美鈴  
観音寺市伊吹町1745番地 田尻水産有限会社 取締役 眞鍋 謙二
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号伊吹区域  
機船船びき網漁業